

平成29年 1 月

関西広域連合議会産業環境常任委員会会議録

平成29年1月関西広域連合議会産業環境常任委員会会議録 目次

平成29年1月14日

1	議 事 日 程 .....	1
2	出 席 委 員 .....	1
3	欠 席 委 員 .....	1
4	事務局出席職員職氏名 .....	1
5	説明のため出席した者の職氏名 .....	1
6	会 議 概 要 .....	2

○議 事 日 程

開会日時 平成29年 1月14日  
開催場所 関西広域連合本部事務局大会議室  
開会時間 午後 3時46分  
閉会時間 午後 4時10分

議 題

- 1 調査事件
  - ・ 関西広域環境保全計画の改定案について
- 2 報告事項
  - (1) 関西地域カワウ広域管理計画（第2次）の策定案について
  - (2) その他

---

○出 席 委 員 (20名)

2番	山本	進一	20番	阪口	保
4番	柴田	智恵美	24番	尾崎	太郎
5番	兎本	和久	25番	山田	正彦
8番	加味根	史朗	26番	興治	英夫
12番	横倉	廉幸	28番	元木	章生
13番	吉田	利幸	31番	井坂	博文
15番	仲田	一彦	34番	辻	義隆
16番	松田	一成	35番	高野	伸生
17番	永田	秀一	37番	西村	昭三
19番	川田	裕	39番	安井	俊彦

---

○欠 席 委 員 (0名)

---

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	神崎	敏道
議会事務局次長	坂田	泰子
議会事務局総務課長	岡	明彦
議会事務局調査課長	西村	鉄也

---

○説明のため出席した者の職氏名

広域環境保全局長	石河	康久
広域環境保全局環境政策課長	三橋	隆徳
広域環境保全局温暖化対策課長	桐畑	正彦
広域環境保全局温暖化対策課長付参事	小谷	充温
広域環境保全局自然環境保全課長	安田	将人
広域環境保全局自然環境保全課長付参事	廣瀬	正明

広域環境保全局循環社会推進課長	東 村 弘 文
広域環境保全局参与（京都府）	森 田 芳 文
広域環境保全局参与（兵庫県）	遠 藤 英 二
広域環境保全局参与（和歌山県）	東 川 智 昭
広域環境保全局参与（徳島県）	手 塚 俊 明
広域環境保全局参与（京都市）	下 間 健 之
広域環境保全局参与（大阪市）	野 原 賢一郎
広域環境保全局参与（堺市）	歌 枕 悟 志
広域環境保全局参与（神戸市）	米 田 幹 生

---

午後 3 時46分開会

○委員長（永田秀一） それでは、ただいまから関西広域連合議会産業環境常任委員会を開催いたします。

本日の調査事件は、関西広域環境保全計画の改正案についての説明聴取を行い、続いて報告事案 2 件について説明を聴取することといたします。

なお、委員会の終了時刻はおおむね16時30分、4 時30分を目途としておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、理事者側の出席につきましては、お手元に名簿を配付しておりますので、ご覧おきを願います。

それでは、関西広域環境保全計画の改正案について理事者から説明をお願いします。

石河広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（石河康久） それでは、関西広域環境保全計画の改定案についてご説明をさせていただきます。

関西広域環境保全局で定めております関西広域環境保全計画の改定につきましては、9 月10日の産業環境常任委員会で改定素案を説明させていただきましたが、9 月末から実施しましたパブリックコメントなどのご意見などを反映して、最終のものとなります改定案をまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

○広域環境保全局長（石河康久） まず、パブリックコメントでのご意見ですが、お二人の方から計10件のご意見をいただきました。資料 1 - 1 をご覧いただきたいと思います。

10 件のご意見をいただいたのですが、うち 1 件は公開を望まないということで表からは除いております。時間の関係で代表的なご意見のみ説明をさせていただきます。

まず、1 番ですが、ICT スマート・グリッドの推進についてご意見をいただきました。ICT を活用した電力の需給管理は既に各地でさまざまな調査や検討が行われておりますことから、このご意見につきましては、今後の取り組みを検討する際の参考にさせていただくことにいたしました。

次に、4 番ですが、小水力発電の推進についてご意見をいただきました。事務局といたしましても、小水力やバイオマスなど、地域の未利用資源の利活用を図っていくことが重要と考えておりましたことから、再生可能エネルギー導入促進の取り組みの記述の中でその旨、加えさせていただきました。

次に、最後の番号9番でございますが、森林環境保全税の導入についてご意見をいただきました。こちらについては、既に多くの構成団体で独自の課税が導入されている状況でありますことから、計画への反映はせずに原案どおりとさせていただきます。

引き続きまして、計画改定案におけますその他の変更点についてご説明をさせていただきます。

平成28年9月22日に琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会から、広域連合委員会へ報告書の提出がありましたことから、計画案の5ページでございます。

5ページの上の方の2、環境に関する現状と課題の最後のところ、最後の2行ですが、にその旨、その追加の記述をさせていただいております。

また、広域環境保全局が行います一部の施策、それから、それに関連する構成団体の施策では、数値目標を定めて事業を推進していますことから、これらの数値目標、具体的には、18ページをお開きいただきたいのですが、具体的には、再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガス排出量の削減目標、カワウの広域管理目標、ニホンジカ管理目標の4つの数値目標を巻末に示させていただきました。なお、これらの数値目標は、構成団体等が定める計画の改定に伴って変更されますこと、それから、この表の数値目標は最新のものに更新していくべきと考えておりますことから、柔軟な時点修正を行うために、計画の本体ではなく巻末資料とさせていただきます。

計画改定につきまして、今後のスケジュールでございますが、3月5日開催の広域連合議会の3月定例会に提出をさせていただき、本年度の策定を予定しております。

広域環境保全計画の改定については、説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（永田秀一） それでは、質疑に移ります。

ご発言がある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

それでは、ご発言もないようでありますので、本件につきましてはこれで終わりたいと思います。

次に、報告事項に入ります。

まず、関西地域カワウ広域管理計画（第2次）の策定案について理事者から説明をお願いいたします。

石河広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（石河康久） それでは、関西地域カワウ広域管理計画（第2次）の策定案につきまして説明をさせていただきます。

この関西地域カワウ広域管理計画につきまして、今年度、第2次計画の策定を行いますことから、10月に実施しましたパブリックコメントでのご意見や検討委員会における有識者の意見などを反映しまして、最終のものとなります案をまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、前回、9月10日の産業環境常任委員会での報告以降の策定結果についてご説明を申し上げます。

10月3日から11月1日にかけてパブリックコメントを実施しまして、11月24日に、今年度第2回目の有識者会議であります検討委員会を開催しまして、パブリックコメント実施結果の取り扱いや、それを踏まえた修正等についてご意見をいただきました。それで、12

月22日の連合委員会において協議事項として報告を行っております。

パブコメの実施結果とそれに伴う計画の変更案でございますが、資料の2 - 1をご覧ください。

お二人の方から延べ4件の意見をいただきました。本日は、時間の関係で修正したもののみ説明をいたします。

意見の2、本文の15ページに書かれてある管理目標の記述について、飛来数という言葉が個体数という言葉に統一してはどうかというご意見がございました。個体数といいますが、カワウの生息数を指しますが、漁場での被害を把握するのに重要なのは、被害地へのカワウの飛来数であると考えておりますので、文言の修正は行わないこととしました。

なお、飛来数という言葉につきましては、その検討委員会でも、委員の先生からいつのどのような飛来数であるのかわからないというご意見がありましたことから、アユの遡上、放流時期など漁業への影響が高い時期や、カワウが最も漁場に飛来する時期など内水面漁業等に最も被害を与えているカワウの飛来数であるということを本文に追記しております。

次に、意見の3に行政関係者のカワウ被害に対する認識が共有されていないことが捕獲作業を行うときの支障になっているという意見がございました。これにつきましては、本文の16ページでございますが、16ページの上の方の(2)の関西広域連合と府縣市町村の役割分担のところにもありますように、広域連合としましても、各地域におけるカワウ対策が円滑に進むよう、府縣市町村に働きかけを行いますとともに、地域ごとの体制づくりを進めて対策を推進するため自治体への支援を行うこととしております。

それからまた、有識者会議での委員の意見を踏まえて、下の方のⅢ目標達成のための施策の1、基本的な方針の2段落目にも、地域ごとのカワウ対策が円滑に進むよう、関西広域連合として働きかけを行うということを追記しております。

大きな変更は以上でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（永田秀一） それでは、質疑に移ります。

ご発言がある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、発言がないようでありますので、本件につきましてはこれで終わりたいと思います。

次に、その他に移ります。

お手元の資料3について理事者から説明をお願いします。

石川広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（石河康久） それでは、資料3の一般廃棄物の適正処理に関する今後の取り組みについてご説明をさせていただきます。

昨年9月に開催されました前回の常任委員会において、安井委員から人口財政規模の小さい自治体は廃棄物の処理能力が不足している。処理能力が不足している自治体の支援を広域連合でやるということに大きな役割を感じるというご質問をいただきました。三日月委員から、今後、関西広域連合広域環境保全局において、こうした課題にどう対応していくのか検討させていただきたいと答弁したところでございます。この質疑応答を受けまして、構成府縣市廃棄物適正処理担当課長会議を開催しまして、環境省近畿地方環境事務所にもオブザーバーとしてご参加いただきながら検討を行いました結果についてご報告をさ

せていただきます。

最初に、この検討結果についてご説明申し上げますと、まず、10月には、この質疑応答の発端となりました、豊能郡環境施設組合の事案に係る大阪府と神戸市、それから、広域環境保全局を担当する滋賀県の3者による事前の打ち合わせを行い、11月に第1回の担当課長会議を開催しました。第1回の会議では、冒頭に大阪府と神戸市から豊能の経緯をご説明いただき、この情報を共有した上で、安井委員からご指摘のありました、一般廃棄物の適正処理における広域的な課題及び広域連合の役割について意見交換を行いました。この会議での意見を整理した事務局案をたたき台に、12月に開催した第2回の会議においてさらに議論して、その結果、お手元の資料のとおり、今後の関西広域連合の取り組みとしてまとめさせていただいたところでございます。

この取り組みの内容についてでございますが、市町村の自治事務である一般廃棄物の処理が適正に行われるためには、都道府県の技術的援助が円滑に供与されることが重要との基本的な考え方に基きまして、構成府県単独では技術的援助が困難な課題について、関西広域連合が試行的に検討を行うこととしました。試行期間は平成29年1月から平成31年12月までの3年間としました。具体的な取り組みとしましては、構成府県市の担当課長レベルの会議を設置し、市町村が抱える課題の把握や意見交換、課題解決に向けた調査研究と先進事例に関する情報共有を行うということとしております。

これらの取り組みと並行しまして、試行期間後の平成32年度以降における関西広域連合の役割につきまして、試行の実績も踏まえながら整理していくということとしまして、その結果、必要であれば、同種の事務を担う既存の団体等との整理統合や事務局の体制整備、規約改正なども検討するというところで検討を進めます。

なお、その試行期間中は、公益社団法人全国都市清掃会議を初めとします同種の事務を担う既存の団体等との役割分担や協力関係に留意をしながら事務を進めることといたします。

一般廃棄物の適正処理に向けた関西広域連合の今後の取り組みについて説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（永田秀一） それでは、質疑に移ります。

ご発言がある方は挙手をお願いいたします。

西村委員。

○委員（西村昭三） この大阪湾のフェニックス計画、いわゆる古くは南港、北港、あるいは、咲洲、舞洲とか、まあどンドン、フェニックス計画で埋め立て、この産業一般廃棄物、それで泉南の方もそうなのですけれど、これは当然フェニックス計画の中で、結果的にこの一般産業廃棄物の埋め立てをやっておられるわけですが、2025年の万博とこの辺の絡みはどこかで調整というのは当然あるべきでしょうね。今まだそこまではいっていないのですか2025年万博というアドバルーンが上がっているのですけれども、ここはフェニックス計画の中のエリアでしょう。その辺何か、今わかっている範囲で結構です。

○委員長（永田秀一） 東村広域環境保全局環境社会推進課長。

○広域環境保全局環境社会推進課長（東村弘文） フェニックス計画の跡地利用の方に関しましては、私ども循環社会と申しまししょうか、廃棄物の所管の方では検討されておられませんので、ちょっとこの場ではお答えは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○委員長（永田秀一） 西村委員。

○委員（西村昭三） 確かあそこはまだかなり埋立地が残っているわけですけど、これも一貫して、今担当が違うということでそれで結構なのですけれど、この関西、特に大阪湾のフェニックス計画というのは長期でやっておられるわけで、それは新しくまたどこかつくると言ったら、それは1年や2年や3年ではできないわけで、一つの海に埋め立ての囲いをして、それからですから。2025年の万博でわいわい言っているけれど、ふと振り返ったときにそういう問題を、余りまだ言われてないわけなのですけれど、大きな問題やから、我々関西広域連合としてもこれから注目してやっぱり見ていくべきだと思います。

以上です。

○委員長（永田秀一） ほかにございますか。

安井委員。

○委員（安井俊彦） まず、御礼を申し上げます。三日月知事さんを中心にしまして、非常に細部にわたるご検討をいただいて、一つの案をつくっていただいて、特に、担当部課長会議というか、担当課長が会議をして、お互いの情報交換をするということ並びに年に1回はアトランダムで抜き打ち検査やる。それから、各都道府県というか、排出する団体が年に4回以上にわたって自主規制というか、自分で抜き打ち検査をしてやるという、そういう制度で、前回よりはるかにその検査の濃度が上がったことについては御礼を申し上げたいとこのように思います。神戸市民に対する説明もつきますし、神戸市の職員の方から詳しく聞かされておりますので、今のところいいのではないかと考えております。

ただ、私、ど素人でございますが、年に4回が非常に重荷になるんやとか、ただ、素人の考えとしては、どうもいじめるのは各町村府県で、フェニックスそのものをいじめていないんやないかなど。自分たちは、自分たちに負荷をしないで、出入り業者とか、出入りの府県に負荷をかけてという結果ではないかと思うのですが、その辺についてのコメントだけいただいて終わりたいと思います。

○委員長（永田秀一） 東村環境社会推進課長。

○広域環境保全局環境社会推進課長（東村弘文） 大阪湾のフェニックスセンターの事業についてのご質問かと思えます。

フェニックスセンターでは、フェニックスセンターそのものが抜き取り検査も既にされておられます。年間かなりの数の抜き取り検査をしておられます。先ほど委員の方からご紹介がありました、排出事業者である各市町の自主検査に加えて、受け入れ側であるフェニックスセンターの方での抜き取り検査が行われ、昨年の数字でいきますと、大方1,000件ぐらいの抜き取り検査が行われている。済みません、自主検査入れましたね、750件ぐらいの検査が行われているという実態がございますので、それで適正に処理が行われていると、最小費用の最大効果のある検査が行われていると理解をしております。

○委員長（永田秀一） 安井委員。

○委員（安井俊彦） 質問の内容は自分のところにフェニックス自身にもっと過重な自己反省を込めてもっとやらなければならないのですが、それを都道府県、小さな市や県に、おまえとこ、今まで3回やったやつを4回やれよというて責任転嫁している傾向がありますけれど、それはそうではないんですかということなので、それだけ答えてもうたらえんですわ。

○委員長（永田秀一） 東村環境社会推進課長。

○広域環境保全局環境社会推進課長（東村弘文） 話の発端が私たち滋賀県の高島市のお話でございました。大変申しわけなく思っておりますが、それ以降、各市町が自主検査を強化する、それから、受け入れ側であるフェニックスセンターの方も受け入れに際する抜き取り検査を強化するというようなことが行われたと理解しております。そういったことから、両方排出業者だけではなくて、受け入れ側のフェニックスセンターの方も一定の負担と責任を果たされているというようなお答えをさせていただきたいと思えます。

○委員長（永田秀一） 安井委員。

○委員（安井俊彦） これで終わりますが、フェニックスに各府県市のOBなり、職員さんが何百人かの数字やったと思うのですが、これで食べていっているわけです。民間の力をもっと導入するべきですよという質問に対して、井戸連合長は、そういうダイオキシンとか、鉛とか、そういうものをほかさないようにすることと、それからの方が大事なのだと、こういったらそれはもう全くそのとおりなのです。だから、これでそういう体制が少しでも防備できましたということのようですから、それで、最も問題になった六甲アイランドを中心にする神戸市民にとって安心できて、フェニックスで皆さんにご協力できるという体制ができたものと信じまして終わりたいと思えます。

以上です。

○委員長（永田秀一） 井坂委員。

○委員（井坂博文） 前回の常任委員会で、安井委員が質問されて、本会議でもやりとりをされて、これがでてきたのですが、端的にお聞かせいただきたいのですけれど、私、京都市議会なのですけれど、京都市に持って帰って、京都市の担当者に広域連合でこういう提案がされたのだけれど、どのように理解をし、京都市における影響というのはどうなんやと聞かれたときに、どのように説明したらよろしいんですか。非常に個別的な話で申しわけないのだけれど。

○委員長（永田秀一） 東村環境社会推進課長。

○広域環境保全局環境社会推進課長（東村弘文） 私ども、今回の議案につきましては、一般廃棄物の適正処理ということで、各市町で発生する廃棄物についての適正処理を府県の立場として技術的援助をする。そのときに、単独の府県では十分な知識がなかったり、情報がなかったりすることがありますので、それを構成する府県市も含めて知識を出し合うことで解決を結びつけていくということが基本だと思っております。その際、実際に一般廃棄物の処理をさせていただいている京都、大阪、堺、神戸、それぞれの市につきましては、自ら経験をお持ちだと思いますので、そういったご経験も一緒にいただきながら、各市町の抱えている課題について必要な助言をそれぞれしていければなと思っております。

○委員長（永田秀一） 井坂委員。

○委員（井坂博文） そうしたら、フェニックス計画、京都市も最終処分としてフェニックスのお世話になってはいますが、そこに何らかの影響が出てくるということじゃなくて、自治体における一般廃棄物の処理におけるいろんな経験とか情報交換をするという範囲で理解をしたらよろしいのですね。

○委員長（永田秀一） 東村環境社会推進課長。

○広域環境保全局環境社会推進課長（東村弘文） そのように理解していただければと

思います。

○委員（井坂博文） はい、わかりました。

○委員長（永田秀一） よろしいですか。

他に先生方、ございませんか。

それでは、発言もないようでありますので、本件につきましてはこれで終わりたいというふうに思います。

そのほか何か、この際発言がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは、発言がないようでありますので、以上で、産業環境常任委員会を閉会いたします。先生方、ご協力ありがとうございました。

午後4時10分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広  
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、  
ここに署名する。

平成29年2月10日

産業環境常任委員会委員長 永田秀一